

ここでしかできない体験がある 市民活動・ボランティア体験 マッチングプログラム2022

☎ 市民活動支援センター ☎70-3304 (火～土曜日9:00～16:00)

夏休み期間を中心に、ボランティア活動を体験するための「市民活動・ボランティア体験マッチングプログラム2022」を開催します。市民活動支援センターや総合ボランティア支援センター（市社会福祉協議会内）に登録している団体と、地域のボランティア活動に興味を持つ皆さんを結びつけるプログラムです。「ボランティア活動に興味はあるけど、勇気が出ない」「新しい体験を試してみたいけど、きっかけがない」と考えている方、この機会に体験しませんか。

体験期日 8月1日(月)～10月31日(月)のうち、各プログラムが指定する期日

対象 市内在住・在学・在勤の中学生以上で、「ボランティア保険」に加入している方、または加入できる方

申込期間 5月17日(火)～6月10日(金)



■ 申込方法

1. 下記の体験プログラム一覧の中から、体験してみたい活動を選ぶ(複数可)
※定員などで体験できない場合もあります。
2. 体験参加申込書を市民協働課・市民活動支援センター・市ホームページで取得
3. 体験参加申込書に必要事項と自署で署名の上、以下のいずれかの方法で提出
 - ▶ 市民活動支援センターへ持参(藤代庁舎1階)
 - ▶ スキャンしPDFに変換の上、メール(s-center@city.toride.ibaraki.jp)
 - ▶ ファクス(70-3305)
 - ▶ 郵送(〒300-1592藤代700市民活動支援センター宛て)

①NPO法人プラチナ美容塾

会場: 福祉交流センター(市役所敷地内)
内容: 9月の敬老の日に向けて、高齢者施設へのクマちゃん人形作成のための会場づくり、クマちゃん人形の作成や施設回りの手伝い

②とりで障害者協働支援ネットワーク

会場: 福祉交流センター(市役所敷地内)
内容: 福祉まつり「笑顔のひろば」の開催に向けた前日の準備や当日の運営・片付けなどの手伝い。障害者の地域交流・活動への理解などを深めるため、福祉イベントを体験

③とりで障害者協働支援ネットワーク

会場: 福祉交流センター(市役所敷地内)
内容: 福祉体験リーダーの養成講座(対象:小学生)や高齢者疑似体験と模擬指導員体験。障害者や引きこもり、ボランティアの講話とニュースポーツの体験などの準備、運営補助

④チャレンジの広場

会場: 福祉交流センター(市役所敷地内)・勤労青少年体育センター(市役所裏体育館)
内容: 障害者と健常者が、スポーツを通じた交流をするための会場設営や競技進行補助、片付けまでの体験

⑤16創年の会

会場: 相馬南公民館・相馬公民館・久賀公民館・井野公民館
内容: カーリングに似たローンボウルズというスポーツを体験しながら、高齢者を対象にした教室の開催や運営補助

— 体験プログラム一覧 —

日程・定員など詳細は、市ホームページ(「マッチングプログラム」で検索)を確認するか、お問い合わせください



⑥日本語教室とりで

会場: 福祉交流センター(市役所敷地内)
内容: 外国人に、日本語を教える手伝い

⑦NPO法人NPO緑の会

会場: 生ごみ堆肥化施設取手工場(長兵衛新田359)
内容: 水質浄化用EM土団子作り(土に有用微生物を混ぜてテニスボール大の団子を作り、隣接する相野谷川に土団子を投入)

⑧布絵本の会 いない いない ばあ

会場: ふじしろ図書館
内容: 動物の顔を切り抜いたフェルトを台布に縫い付ける。寄贈するための布絵本の作成の手伝い

⑨おしゃべり処 ほほえみ

会場: 桜が丘自治会館(桜が丘2-30)
内容: シニアの参加者と一緒に認知症予防に有効な回想療法の体験や、運営補助

⑩ひとつの空の下で(UNSAM)

会場: 取手ウェルネスプラザ
内容: 海外の子どもを支援するための企画とチャリティイベントの準備、運営体験

⑪憩い・オンライン

会場: 取手ウェルネスプラザ
内容: オンラインと会場のサロン(社交の場)の運営サポート。また、ボランティアの方とオンラインを利用した新たな企画を検討

⑫図書館フレンズふじしろ

会場: ふじしろ図書館
内容: 季節に合ったイラスト入りしおりを作って、ふじしろ図書館利用者に配付する手伝い

⑬図書館フレンズふじしろ

会場: ふじしろ図書館
内容: ページ破れなどの破損した本の修理作業の手伝い

⑭図書館フレンズふじしろ

会場: ふじしろ図書館
内容: 返却された本の配架(本棚に配列)、整頓の手伝い

地籍調査にご協力を

☎ 管理課 ☎内線 1620

令和4年度の調査対象区域

白山三・四・六丁目の各一部

市は年次計画に基づき地籍調査を進めています。境界立ち会いなど、ご協力をお願いします。

▶ 地籍調査とは

一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界・面積の測量を行い、地図・簿冊を作成する事業です。

▶ なぜ調査が必要なのか

法務局にある登記簿や公図は明治時代に作られたものが多く、実際の状況と異なることがあります。地籍調査を通して正確なものに改めることで、大規模災害が起きた際の迅速な復旧や、境界紛争防止、適切な課税などに役立てられます。

▶ 境界の確認方法

現地調査の際、調査員の立ち会いのもと、境界を挟んだ土地所有者同士で双方合意の上、お互いの土地の境界を確認してもらいます。また、土地の所有者・地番・地目(土地の利用状況)なども併せて調査します。

▶ 説明会

調査区域内の地権者の皆さん全員を対象とした説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。説明会資料などは6月中旬ごろ発送します。

